

特定非営利活動法人 丸亀ボランティア協議会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人丸亀ボランティア協議会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を香川県丸亀市新浜町二丁目1番15号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地域における福祉、まちづくり、環境保全などのボランティア活動促進及びボランティア活動への支援に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 団体、個人が行うボランティア活動に対する支援事業
- (2) ボランティア活動相互の情報交換、及び連絡調整
- (3) ボランティア活動の育成事業
- (4) ボランティア活動の啓発、広報事業
- (5) ボランティア登録及びボランティア要請への斡旋、調整事業
- (6) ボランティア活動に関する研修、及びボランティア養成事業
- (7) 地域におけるボランティアネットワーク事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

2. この法人は、次の収益事業を行う。

- (1) 物品販売業
- (2) 商店街空店舗での喫茶コーナー

3. 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、団体正会員及び個人正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

(1) 団体正会員 この法人の目的に賛同して、入会したボランティア活動をしている若しくはしようとしている団体

(2) 個人正会員 この法人の目的に賛同して、入会したボランティア活動をしている若しくはしようとしている個人。但し、個人正会員は、この法人の運営するボランティアバンク丸亀の会員として登録するものとする。

(3) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、賛助するため入会した団体又は個人

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

3. 会長は、入会の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4. 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって当該団体若しくは本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 団体正会員、個人正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 年度途中に入会した場合についても、会費の全額を納入しなければならない。

3. 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款のほか、当法人の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上 20人以内
- (2) 監事 2人

2. 理事のうち1人を会長、2人を副会長とする。

(選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長、副会長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 団体正会員が役員に就任する場合は、その団体の代表者若しくは団体より推薦されたその団体の会員個人とする。
5. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
6. 監事は、理事又は法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前各号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任

期の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、会長は理事会に諮り、遅滞なくこれを補充しなければならない。

2. 前項の規定に選任される理事又は監事は、直近の総会による議決を必要とする。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員の弁明の機会を与えねばならない。

(報酬)

第18条 役員のうち、常勤若しくはそれに準ずる役員は、理事会の議決により報酬を受けることができる。

2. 前項の報酬を受ける役員の員数は、役員の総数の3分の1以下でなければならない。
3. 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
4. 前3項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員(団体正会員、個人正会員)をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この定款に定める事項のほか次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回4月に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2. 会長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した審議事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前項の規定により表決は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印しなけ

ればならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項の執行に関する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 役員職務及び報酬
- (5) 会費の額
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 定例理事会として年4回以上
- (2) 会長が必要と認めたとき
- (3) 理事現在数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第3号の場合にはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した事項は、前条及び第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

ればならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項の執行に関する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 役員職務及び報酬
- (5) 会費の額
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 定例理事会として年4回以上
- (2) 会長が必要と認めたとき
- (3) 理事現在数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第3号の場合にはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した事項は、前条及び第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる
ことができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する
こと）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び表決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印
しなければならない。

第5章 資 産

(構 成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区 分)

第38条 この法人の資産は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する資産
- (2) 収益事業に関する資産

(管 理)

第39条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

2. この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第41条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業に係る特別会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた収入支出をすることができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(清算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

(残余財産)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残余する財産は、次の団体に譲渡するものとする。

名 称	社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会
主たる事務所	丸亀市大手町二丁目1番7号

(合 併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人が合併、または解散を行うときの公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3. 理事は、事務局長若しくは職員を兼ねることができる。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け書類)

第59条 事務局は主たる事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2. 事務局は毎事業年度初めの3月以内に、前年度における次に掲げる書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(1) 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書

(2) 役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿)

(3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面

(4) 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名(団体正会員にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(閲 覧)

第60条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な事由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 雑 則

(細 則)

第61条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、別表(1)のとおりとする。

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成16年3月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成16年3月31日までとする。

5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6. この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、別表(2)に掲げる額とする。

7. 平成15年11月30日、主たる事務所異動により定款変更。

別表（1） 設立当初の役員

会 長	多田繁夫
副会長	片山 昭
//	南 弘子
理 事	関 愛子
//	廣谷雅子
//	山田肇子
//	大西恵美子
//	吉野 彰
//	成田珠枝
//	大川潮子
//	松野幸子
//	田中勝久
//	山田妙子
//	高木正之
//	村上武志
//	小林堅三
監 事	石井幸子
//	片岡弘子

別表（2） 設立当初の年会費

① 団体正会員	年会費	3,000円
② 個人正会員	年会費	1,500円
③ 賛助会員	年会費	1口 個人 3,000円
		団体10,000円で1口以上

以上は、本法人の定款である。

特定非営利活動法人
丸亀ボランティア協議会
会長 多田 繁夫

